

2021 年 4 月 26 日

一般社団法人 生命保険協会

緊急事態宣言発令対象都市における取り扱いについて

当部会の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記に関しまして、東京・大阪・兵庫・京都の4都府県に対し、緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、今後の対象地域における業界共通試験運営方針について下記のとおりご連絡いたします。

記

<業界共通教育試験の実施について>

- ・緊急事態宣言時の業界共通試験運営方針は、2020年3月31日付教第452号にて『法令にもとづく緊急事態宣言が発令された場合発令対象となった地域、期間での試験を受験不可とします。』としております。
- ・しかしながら、今回の緊急事態宣言では、各種試験の実施運営に関しては自粛対象とされていないこと、また、試験運営会社のプロメトリック社からも通常通り試験開催する旨の連絡を受けていることから、緊急事態宣言期間中の対象地域における業界共通試験についても、通常通り開催することといたします。
- ・上記方針は、2021年4月23日（金）開催された「新型インフルエンザ等対策本部役員会」にて了承されております。
- ・なお、受験者においては、これまで同様、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

<プロメトリック社からの連絡事項>

- ・今般の緊急事態宣言での休業要請は飲食業や大型商業施設に限定されることから、CBT試験においては通常通り実施いたします。ご来場の際には引き続きマスクの着用、手指の消毒、会話を極力控えていただくなどの感染対策にご協力をお願い申し上げます。

<その他>

- ・今後の状況次第で、各試験会場の運営企業が独自に営業を自粛する（会場を閉鎖する）可能性もあるため、その場合は振替対応等別途ご連絡いたします。

以上